

一般財団法人建材試験センター 検証業務約款

(総則)

- 第1条 申請者(以下「甲」という。)及び一般財団法人建材試験センター(以下「乙」という。)は、この約款(申請書を含む。)及び「条例に基づく GHG 年度排出量等検証業務規程(以下「規程」という。)」に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に、受付番号と受理日を記した受理書を通知した日をもって、締結がなされたものとする。この場合、契約締結日は、乙が通知した受理日とする。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、甲が乙に提出し乙が受け付けた申請書に定められた業務(以下「業務」という。)を行い、甲に対し、検証結果に関する書類を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに提出しなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。甲は、乙の業務の方法に同意の上、乙に申請書を提出する。
- 5 甲は、乙に対し、業務規程に基づき算定され、請求書に定めた額の料金を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 6 甲は、乙から提出書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 7 乙が提出された書類のみでは検証業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類の提出を請求した場合、甲は乙が指定した期日までに乙に提出しなければならない。甲は乙が指定した期日までに追加書類の提出が困難な場合、乙が指定した期日までに申し出ることによってその期間を延長することができる。ただし、延長することができる期間は、乙が合意した期間までとする。
- 8 甲は、実地調査において、乙の検証主任者等が検証業務の対象となる建築物及びその敷地に立ち入る際に、業務上必要な調査を行うことができるように協力しなければならない。
- 9 乙が検証において提出書類に関する是正事項を指摘した場合、甲は乙が指定した期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。甲は乙が指定した期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとることが困難な場合、乙が指定した期日までに申し出ることによってその期間を延長することができる。ただし、延長することができる期間は、乙が合意した期間までとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、第1条第2項の契約締結の日から9か月を経過する日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲乙合意した場合は、別途業務期日を定めることができる。

- 3 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、前2項に定める業務期日までに第1条第3項の提出をすることができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を行うことができるものとする。
- 4 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。
- 5 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(検証に係る料金の支払い)

第3条 甲の支払期日は、請求の日から60日を経過する日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が新規または過去3か年申し込みがない場合、原則として、甲は、検証に係る料金の前払い（業務実施前の支払い）をするものとする。ただし、事業所長が認める場合はこの限りではない。
- 3 検証に係る料金の支払いに係る振込手数料は甲が負担する。
- 4 乙が発行する請求書は、乙の請求書式及び方法を用いる。ただし、甲が指定する書式及び方法による請求書発行を希望する場合には、所定の事務手数料を申し受けることにより、甲指定の書式及び方法による請求書を発行することができる。

(検証業務中の申請内容の変更)

- 第4条 甲は、乙が第1条第3項の提出をするまでに甲の都合により申請内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に変更部分の提出書類を提出しなければならない。ただし、甲が乙に対して申請内容の変更はないことを通知した後、乙は甲の再度の変更通知は受理しない。
- 2 前項の申請内容の変更が、大幅なものと乙が認める場合にあつては、甲は、当初の申請内容に係る業務の申請を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第8条第3項の契約解除があつたものとする。
- 4 甲は、本契約締結以後に、申請書に記載した内容（申請者、検証先事業所、連絡担当者、請求先、報告書の送付先及び検証料金の選択）及び前条の業務期日に変更が生じた際は、速やかに乙に変更願書にて申し出なければならない。

(乙の債務不履行責任)

- 第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、第3条第1項の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの検証に係る料金の額を限度としてその賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(甲の債務不履行責任)

第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、第3条第1項の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの検証に係る料金の額を限度としてその賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(検証の誤りに対する乙の責任)

第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、第1条第3項の通知を受けた後に検証内容に誤りが発見された場合、乙に対して、追完を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- (1) 甲の提出書類等にあった過誤による記載、または虚偽の記載があったことその他甲の責に帰すべき事由。
- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由。

2 前項の請求は、第1条第3項の交付の日から1年以内に行わなければならない。

3 甲は、第1条第3項の交付の際に検証内容に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を第1条第3項の通知の日から6か月以内に乙に通知しなければ、追完を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の提出をしないとき。
- (2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でない認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の提出をするまでの間、いつでも乙に取り下げ届で通知をすることでこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、検証に係る料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。

4 第2項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に従って支払うべき検証に係る料金の支払いを遅延したとき。
- (2) 甲が第1条第6項から第8項まで及び第4条第1項に定める責務を怠ったときその他甲の責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の提出をすることができないとき。
- (3) 甲が乙の定める業務の方法とは異なる方法をもって業務を行うことを乙に強要し、乙が適正な業務の遂行が困難と判断したとき。
- (4) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、検証に係る料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該検証に係る料金が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

(文書改ざんの厳禁)

第10条 甲は、乙の発行する第1条第3項に規定する文書の内容を改ざんして使用してはならない。

2 前項の行為によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対しその損害を賠償する。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附則

2025年7月1日制定 (ISO2025-0188)